

令和 9 年度 保育所入所案内

保育所の入所申し込みについてのご案内です。内容をよくご確認のうえお申し込みください。

※お申込みの際に、窓口に来られる方の本人確認が必要となりますので、身分証明書（運転免許証等）必ずご持参ください。



入所受付

◆令和 9 年 4 月入所

令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 30 日（月）※土日祝日除く

※受付期間終了後も令和 9 年 3 月 15 日（月）まで、随時受付を行います。状況によっては入所できない場合があります。

◆令和 9 年 5 月以降年度途中入所

入所希望月の前月 15 日を申込締切日として随時受付

※15 日が休日の場合は、その前開庁日を締切とします。

受付場所

教育委員会就学前教育係	黒潮町佐賀 1080-1	8 : 30 ~ 17 : 15
役場本庁総務課総務係	黒潮町入野 5893	
佐賀保育所	黒潮町伊与喜 699-1	8 : 30 ~ 17 : 00
大方くじら保育所	黒潮町上川口 1068-1	
大方中央保育所	黒潮町入野 5695	
南部保育所	黒潮町田野浦 164-2	

〒789-1720 黒潮町佐賀 1080-1

黒潮町教育委員会 就学前教育係

電話 0880-55-3117（直通）

1 申し込みに必要な書類

申し込みに必要な書類は以下の3種類です。

(1)「施設型給付・地域型保育給付費 支給認定(変更)申請書・現況届(兼 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業 入所(園)申込書)」(児童1人につき1通ずつ必要です)

(2) 保育ができないことを証明する書類(保護者全員)

	父母の状況	申請書と共に必要な書類
①	働いている	就労証明書(雇用主に証明してもらう) ※保育時間(標準・短時間)を決定するため、就労されている方は、必ず就労証明書が必要となります。 ※自営業の方は、「確定申告書」など、事業を行っているという客観的な書類を提出ください。
②	仕事先が内定している	就労証明書(雇用主に証明してもらう)
③	仕事を探している	求職活動申出書
④	妊娠・出産	母子健康手帳のコピー
⑤	病気・ケガのため	診断書
⑥	障がいがある	障がい者手帳等のコピー
⑦	親族等の介護のため	要介護者の診断書または介護が必要だとわかる客観的な書類
⑧	学校に通っている	在学証明書
⑨	その他の理由	事情の聞き取りを行い判断します。

※保育ができないことの証明について、関係者に確認のための連絡をさせていただく場合があります。

(3) 保育料を決めるための書類

令和8年1月1日時点と 令和9年1月1日時点に 黒潮町に住民登録がある方	提出不要 (町の保有する資料により保育料を決定します)
令和8年1月1日時点に 黒潮町に住民登録がない方 (4月～8月までの保育料を算定)	令和8年1月1日時点に住所のあった市町村の「令和8年度(令和7年分)住民税課税証明書(保護者全員)」
令和9年1月1日時点に 黒潮町に住民登録がない方 (9月～3月までの保育料を算定)	令和9年1月1日時点に住所のあった市町村の「令和9年度(令和8年分)住民税課税証明書(保護者全員)」

2 保育の必要性の認定

(1) 支給認定（保育の必要性）の決定・支給認定証の交付

保育所等を利用するためには、「保育を必要とする事由」に応じて「保育の必要性」の認定（支給認定）を受けなければいけません。

【保育を必要とする事由】

「保育を必要とする」とは、保護者のいずれもが、次にあげる事由のいずれかに該当する場合をいい、事由によって支給認定の有効期間が決まります。

- ①就労（パートタイム、自営業、居宅内労働含む）
- ②妊娠・出産（妊娠中～産後8週）
- ③保護者の疾病、障がい
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な状況であること
- ⑩上記に類する事由であると町長が認める場合

【認定区分】

認定区分	対 象	利用できる施設・事業
1号認定	保育を必要としない満3歳以上の児童	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定	<u>保育を必要とする</u> 3歳以上の児童	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	<u>保育を必要とする</u> 3歳未満の児童	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業（※）

※地域型保育事業とは、満3歳未満の児童を保育する施設で、町の基準を満たし認可した施設です。

【支給認定の有効期間】

支給認定の有効期間は認定区分によって、次のようになります。保育を必要とする事由が変わるときには申請をしてください。

＜原則＞

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	満3歳に達する日の前日まで

＜原則とは異なる有効期間＞

保育を必要とする事由	有効期間
②妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
⑥求職活動 (起業準備を含む)	効力発効日から同日から起算して90日を経過する日が属する月の月末まで
⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
⑨育児休業中の継続利用	事情を勘案した期間(例：育児休暇開始時が小学校就学の始期に近いときは小学校就学の始期に達するまで、など)

(2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定に該当する児童は、保育が必要な事由によって利用できる時間が異なります。

区分	利用できる時間	事 由
保育標準時間	1日最長11時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・就労等の状況：1カ月120時間以上 ・保護者の疾病、障がい ・親族の介護・看護 ・妊娠・出産 ・災害復旧 ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) ・虐待やDVのおそれがあること
保育短時間	1日最長8時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・就労等の状況：1カ月48時間以上 ・保護者の疾病、障がい ・親族の介護・看護 ・求職活動(起業準備を含む) ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) ・育児休業中の継続利用

3 保育所の入所・退所について

(1) 保育所とは

保育所は、保護者が働いていたり、病気などによりご家庭で十分な保育ができない（保育の必要性が認められる）場合に、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、保育所は次に掲げる入所要件に該当する場合に入所できるものであり、どのような家庭状況でも入所できるものではありません。

(2) 入所の要件

保育所に入所できる児童は、原則として、「保育の必要性の認定」において、「2号認定」または「3号認定」を受けた児童になります。

※保護者の育児休業明けで入所を希望される場合、入所できるのは原則育児休業明けの2週間前の日が属する月の初日からとなります。

※幼児教育を目的とすることや、集団生活に慣れさせるため、家事、育児等の軽減目的は入所の理由になりません。

※入所理由が妊娠・出産、求職中等の場合は保育の必要性が認められる期間が限定されますので、保育の実施期間については希望に添えないことがあります。

※求職中の方は就労等が決まり次第、就労証明書を提出してください。入所後一定期間を過ぎても就業等とならない場合は、再度、認定申請が必要です。

※初めて入所する場合は、ならし保育も可能ですので、保育所にご相談ください。

(3) 入所の決定について

入所が決定した方は、「保育所入所承諾書」により通知いたします。（4月入所の場合、3月中旬を予定）利用調整の結果、入所できない場合は「保育所入所保留通知書」により通知いたします。

なお、年度当初の申込みが集中する時期については30日を超えて通知をする場合があります。

(4) 準備物の確認

入所する際の準備物については、直接保育所に確認をお願いします。

(5) 退所する場合

退所する場合は、退所届を各保育所に提出してください（退所届は保育所にあります）。

4 保育所の運営について

(1) 休所日

休所日は次のとおりです。

①4月2日（木）

②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③日曜日

④12月29日から翌年の1月3日まで

⑤台風などの災害や病気の集団感染など児童の安全管理上、又は保育所の運営上町長が特に必要と認める日

※4月2日は、新年度開始に伴い、運営及び施設の安全確認を実施するため黒潮町立保育所は完全休所とします。

(2) 保育時間等について

①保育時間（集団で保育を行う時間）は次のとおりです。

平日：8：00～16：00

土曜日：8：00～12：00

②保育標準時間・保育短時間及び延長保育料について

・保育標準時間…最長11時間利用可能

平日・土曜日：7：30～18：30

・保育短時間…最長8時間利用可能

平日・土曜日：8：00～16：00

保育短時間の場合に、午後4時以降保育を行う場合には、延長保育料がかかります。

時間等	延長保育料
午後4時から午後5時30分まで	100円／回
午後5時30分から午後6時30分まで	100円／回
当該月又はその翌月に保育必要量の認定区分が標準保育時間認定へ変更となることが見込まれる場合	月額1,000円を上限とする。

(3) 給食

全ての保育所の調理室で調理員が作っています。

栄養士がメニューを作成し、おいしく食べてもらえる給食づくりを心掛けています。

離乳食は成長の段階に応じた対応を、また食物アレルギーを有する児童については除去食を提供しています。

全ての保育所が主食（ごはん）を含めた完全給食です。

(4) 緊急時における対応方法及び非常災害対策

防災マニュアル及び危機管理マニュアル等に従い対応します。

(5) 保険について

保育中に起こった怪我などの保険に、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入しています。病院での「診療報酬点数」が500点以上（5,000円以上）になった場合、その点数の4割（個人負担分3割、上乘せ1割）に相当する額が、「災害共済給付金」として療養後に支払われますので、療養費は一旦保護者にてお支払ください。日本スポーツ振興センターが共済の決定をすれば災害共済給付金を保護者の口座に振込みいたします。
※災害共済が給付される場合は、「乳幼児医療費受給者証」や「ひとり親家庭医療費受給者証」などは使用しないでください。

(6) 守秘義務及び個人情報について

児童福祉法、個人情報保護法及び関連法規に従います。また、以下の場合には必要最低限の範囲にて使用いたします。

- 1 卒園にあたり、入学予定の小学校と円滑に引継ぎを行うための情報の共有。
- 2 他の保育所や兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場所において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う場合。
- 3 他の公共的団体等及び医療機関等に対し保育を行う上で必要な情報提供を行う場合。
- 4 保育所内外で撮影した写真、動画等を掲示物、配布物上で使用する場合。
- 5 メディア（新聞やテレビ）に情報提供する場合（事前にお手紙等で確認します）。

5 保育所について

保育所の保育目標や施設についてご紹介します。

(1) 保育目標（全保育所共通）

こども一人ひとりを大切に、心身ともにたくましく感性豊かな子どもに育てる

(2) めざす子ども像（全保育所共通）

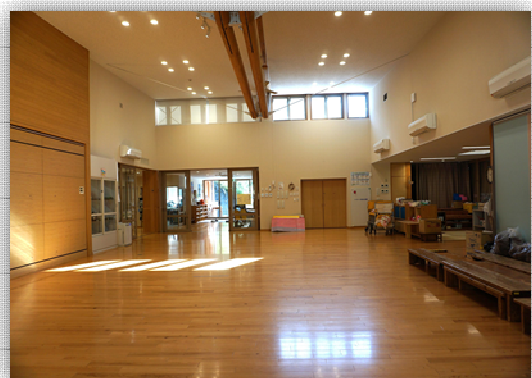
- ・ 基本的な生活習慣を身につける
- ・ 友だちとのかかわりの中で優しさや思いやりの心を持てる子ども
- ・ 色々な物に興味を持ち、自ら遊びを考え行動できる子ども
- ・ 人の話をよく聞き、自分の思いを伝えられる子ども

(3) 入所状況、設置者主体等について

保育所名	入所状況 <small>令和8年10月1日現在</small>	設置主体
佐賀保育所	40名	黒潮町
大方くじら保育所	51名	
大方中央保育所	107名	
南部保育所	8名	

○佐賀保育所

所在地	黒潮町伊与喜 699-1
認可年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
連絡先	0880-55-2117
実施する事業	一時保育・延長保育（保育短時間のみ）・障がい児保育
受入開始年齢	0 歳 6 ヶ月～ ※6 ヶ月に到達した翌月から入所できます。
利用定員	80 名 ※保育士の人数や施設面積等により受入できる人数基準がありますので、定員数と受入人数とは異なります。
建物	建築年：平成 30 年 構造：鉄筋コンクリート 床面積：733.88 ㎡ 冷暖房：有
屋外遊技場	面 積 536.40 ㎡



○大方くじら保育所

所在地	黒潮町上川口 1068-1
認可年月日	平成 16 年 4 月 1 日
連絡先	0880-44-1112
実施する事業	延長保育（保育短時間のみ）・障がい児保育
受入開始年齢	0 歳 6 ヶ月～※6 ヶ月に到達した翌月から入所できます。
利用定員	80 名 ※保育士の人数や施設面積等により受入できる人数基準がありますので、定員数と受入人数とは異なります。
建物	建築年：平成 16 年 構造：鉄骨コンクリート（一部鉄骨造・平屋） 床面積：864.91 ㎡ 冷暖房：有
屋外遊技場	面 積 1438 ㎡



～ねんど制作～



○大方中央保育所

所在地	黒潮町入野 5695
認可年月日	平成 21 年 4 月 1 日
連絡先	0880-43-0511
実施する事業	一時保育・延長保育（保育短時間のみ）・障がい児保育
受入開始年齢	0 歳 6 ヶ月～ ※6 ヶ月に到達した翌月から入所できます。
利用定員	140 名 ※保育士の人数や施設面積等により受入できる人数基準がありますので、定員数と受入人数とは異なります。
建物	建築年：平成 21 年 構造：鉄骨造・平屋 床面積：1775.52 m ² 冷暖房：有
屋外遊技場	面 積 1782 m ²



～園児によるらっきょう作り～



○南部保育所

所在地	黒潮町田野浦 164-2
認可年月日	昭和 26 年 3 月 31 日
連絡先	0880-43-3481
実施する事業	延長保育（保育短時間のみ）・障がい児保育
受入開始年齢	2 歳 ※2 歳に到達した翌月から入所できます。
利用定員	20 名 ※保育士の人数や施設面積等により受入できる人数基準がありますので、定員数と受入人数とは異なります。
建物	建築年：昭和 54 年 構造：鉄筋コンクリート・平屋 床面積：540.45 m ² 冷暖房：有
屋外遊技場	面 積 980 m ²



～菜園活動～



6 保育所等への入所に係るマイナンバー記載と本人確認について

平成28年1月1日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が施行され、保育所等への入所申請や保育必要量の変更申請に、個人番号（マイナンバー）を記載することが義務づけられました。これは、保育料を決定するための税情報の取得や障がい者の世帯であるかなどの業務に利用するためとなっています。各種申請書に個人番号の記載欄がある場合は、記載していただきますようお願いいたします。個人番号の記載（提供）を拒否される場合には、各自で課税証明書や認定に必要な書類を提出していただくことになります。

（1）個人番号確認と本人確認の取扱いについて

個人番号を記載した申請書により入所等の申請を行う場合には、

①個人番号の確認

②申請者の本人確認

が必要となりました。

①個人番号の確認

保護者本人が保育所や教育委員会に書類を提出する際には、保護者本人の個人番号が確認できる書類等（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票等）の呈示が必要となります。

保護者でない方が書類を提出する場合は、上記に加えて、その方の個人番号が確認できる書類等の呈示、本人確認ができる書類の呈示、委任状の提出が必要となります。

～お願い～

書類提出時には個人番号の確認させていただく必要があります。個人番号カードや個人番号通知カードなどの個人番号が確認できるものを呈示してください。

保護者でない方の手続きは、手続きが複雑となりますので、できるだけ保護者が手続きしていただきますようお願いいたします。また、親族でない友人・知人での代理手続きは、個人番号の漏洩に繋がる恐れもありますので、お控えください。

②申請者の本人確認

申請者の本人確認については、運転免許証など顔写真が入ったもので行うことになっています。しかし、保育所は送迎等により保護者の皆様と面識があり、人違いでないことが十分に確認できる環境にあります。

このような場合には、法的にも本人確認を省略できる規定がありますので、黒潮町の保育入所等における申請時の本人確認については、次のように取扱いをします。

【保育所での手続きの場合】

- 保護者が手続き ⇒ 本人確認は不要
- 保護者でない者（祖父母など）が手続き
⇒ 法に規定する本人確認を行う

【教育委員会での手続きの場合】

- 入所中の児童で保護者が手続き ⇒ 本人確認は不要
- 入所中の児童で保護者でない者（祖父母など）が手続き
⇒ 法に規定する本人確認を行う
- 新規入所の手続き ⇒ 法に規定する本人確認を行う

※兄妹等が入所している場合で、保護者が手続きをする場合は不要

（２）法に規定する本人確認の方法

【保護者が手続き時に主として必要なもの】

- ①個人番号カードがある場合 ⇒ 個人番号カード（顔写真入り）
- ②個人番号カードがない場合（アとイの両方が必要です。）
 - ⇒ ア 個人番号通知カード（顔写真なし）
 - イ 身分証明（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住権証明書 のいずれか）
- ③上記①～②の呈示が困難な場合
 - ⇒ ア 個人番号が確認できる書類（住民票など）
 - イ 身分証明（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住権証明書 のいずれか）

【保護者でない者（祖父母など）が代理で手続き時に主として必要なもの】

次の①～③の確認書類が全て必要となります。（①は提出、②・③は呈示ください）。

- ①委任状（申請書、申込書の委任の欄に必要事項をご記入ください。）
- ②代理人の身分証明（個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住権証明書 のいずれか）
- ③本人（保護者）の個人番号確認（個人番号カード又はその写し、通知カード又はその写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写しのいずれか）

7 保育料

保育料は、家庭への影響を考慮し、児童の年齢等に応じて定める額を保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が発生します。保育料は世帯にかかる課税額によって決まりますので、一律ではありません。

※副食費（給食費）は無料です。

※保育料以外に、実費が必要になる場合があります。

（１）保育料の決定方法

- ①保育料は、世帯の市町村民税額を基に黒潮町が定める基準により決定します。
- ②基本的には、両親の課税額を合算し保育料を決定しますが、場合によって両親以外の生計の中心者で決定します。
- ③住宅借入金等特別控除及び配当控除等の税額控除前の金額で算定します。
- ④市町村民税額は毎年６月に決定されるため、４月から８月までの保育料は前年度の課税額を、９月から３月までの保育料については当該年度の課税額を基に決定します。
- ⑤令和２年度より、「保育料の決定に必要な書類（課税証明等）」が基本的に不要になりましたが、町で課税情報等が確認できない場合は、必要に応じて課税証明書等の提出を求めることがあります。

前年度市町村民税額で決定					当該年度市町村民税額で決定						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ⑦年齢区分は入所年度の４月１日現在の年齢となり、その年度中は誕生日がすぎても年齢区分は変わりません。

（２）税額調査

保育料の算定に当たっては、町が保有する公簿（税務資料）を基に決定します。修正申告などで年度途中に税額の変更などがあった場合は、４月から８月までの保育料については４月まで、９月から３月までの保育料については９月まで遡って納付いただくことになりますので、ご了承ください。

（３）納付について

保育料の納付は、「口座振替」または「納付書払い」のいずれかの方法になります。

なお、口座振替は毎月月末です（月末が休日の場合は翌営業日、１２月分は１２月２５日になります）。月末に引き落としできなかった場合は翌１５日（１５日が休日の場合は翌営業日）に再度引き落としを行います。

○取扱金融機関（口座振替も利用できます）

- ・高知県農協、高知銀行、四国銀行、幡多信用金庫、愛媛銀行、高知信用金庫、四国労働金庫
- ・高知県信用漁業協同組合連合会佐賀町支店および町内各代理店
- ・四国内のゆうちょ銀行および郵便局

※口座振替をされていて、納付義務者が変更となる場合は再度口座振替のお手続きを

お願いします。

○納付書が使えるコンビニ（全国の各店舗）

- ・ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストアー・エブリワン、MMK 設置店、くらしハウス、ココストア、スーパー北海道、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブンーイレブン、タイエー、ハセガワストア、ポプラ、ミニストップ

※コンビニで取扱いできないもの

- ・納付書にバーコード印字がないもの
- ・納付書 1 枚の金額が 30 万円をこえるもの
- ・納付書に記載されている納付期限を 20 日経過しているもの
- ・納付書のバーコード部分が汚れたり、破れたりしていて読み取りができないもの
- ・金額を訂正したもの

（４）滞納処分

保育料の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、財産の差押えなどの滞納処分を行います。保育料は必ず納期限までに納入ください。

（５）施設型給付費等の額に係る法定代理受領について（通知）

保育所が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「保育所に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

【公定価格】

年齢	保育標準時間	保育短時間	年齢	保育標準時間	保育短時間
0	183,360	177,950	3	66,950	61,540
1,2	113,270	107,860	4,5	54,730	49,320

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から保育所に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。（あくまで、通知するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

参考：保育料表（令和８年度）

階層区分		満３歳未満	
		保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		０	０
②市町村民税非課税世帯	母子世帯等	０	０
	その他	０	０
③-１市町村民税均等割の額のみ世帯	母子世帯等	8,750	8,600
	その他	18,500	18,100
③-２所得割課税額 7,000 円未満	母子世帯等	9,000	8,800
	その他	19,000	18,600
③-３所得割課税額 48,600 円未満	母子世帯等	9,000	8,800
	その他	19,500	19,100
④-１所得割課税額 62,900 円未満	母子世帯等	9,000	8,800
	その他	22,100	21,700
④-２所得割課税額 77,101 円未満	母子世帯等	9,000	8,800
	その他	24,700	24,200
④-３所得割課税額 87,100 円未満		27,400	26,800
④-４所得割課税額 97,000 円未満		30,000	29,400
⑤所得割課税額 169,000 円未満		44,500	43,700
⑥所得割課税額 301,000 円未満		49,000	48,100
⑦所得割課税額 397,000 円未満		50,000	49,100
⑧所得割課税額 397,000 円以上		51,000	50,100

<備考>

○母子世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯などが該当します。

（児童扶養手当の支給状況や障がい者手帳等の交付状況などを確認させていただきます。）

○保育短時間（８時間）の場合の延長保育料は午後５時３０分までが１００円、午後６時３０分までが２００円です（事前の申請が必要です）。

○次の場合は保育料が半額になります。

- ・保育所等にきょうだいが同時入所する場合の、上から２人目の子どものとき
- ・保護者の住民税所得割額の合計が５７,７００円未満で、その世帯の上から２人目の子どもが保育所に入所するとき

○次の場合は保育料が無料になります。

- ・市町村民税非課税世帯
- ・同一世帯のきょうだいの上から３人目以降のこどもが保育所に入所するとき
- ・保護者の住民税所得割額の合計が７７,１０１円未満かつ母子世帯等で、同一世帯のきょうだいの上から２人目以降のこどもが保育所に入所するとき

○婚姻歴のないひとり親世帯の方（婚姻によらず母または父となり、その後、婚姻（事実婚含む）をしていない方）は世帯の状況に応じて「寡婦（夫）控除のみなし適用」ができます。（※申請が必要です。）

施設型給付・地域型保育給付費 支給認定（変更）申請書・現況届（記入例）

様式第1号（第4条関係）

施設型給付・地域型保育給付費 支給認定（変更）申請書・現況届
（兼 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業 入所（園）申込書）

黒潮町長 様
施設長 様

令和 〇〇年 1月 20日

次の事項に同意したうえで施設型給付・地域型保育給付費支給認定（「保育の必要性」の認定）を申請します。

- ・支給認定、保育所等の利用調整、保育料の決定にあたって課税状況など町が保有する公簿にて調査・確認をすること及び当該情報を町から保育所等へ提供すること。
- ・子ども・子育て支援法では、支給認定証の交付については申請後30日以内に交付するとされているが、申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要した場合、支給認定証の交付まで30日以上経過すること。

申請児童	氏名 (ふりがな) くろしお たろう 黒潮 太郎	生年月日 平成 〇〇年 5月 5日 令和	性別 男・女	認定番号 認定を受けている場合のみ 1 2 3
	保護者 居住地 連絡先	(氏名) 黒潮 一郎 (印)	(居住地) 黒潮町入野 XXXX 番地 XX (氏名) 黒潮 花子 (印)	電話番号 (自宅) 0880-43-XXXX 携帯(父) 090-XXXX-XXXX 携帯(母) 090-XXXX-XXXX
保育の希望の有無 (有無に○)	<div>有 : 保護者の就労又は疾病等の事由により、保育施設等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等との併願の場合を含む。)</div> <div>無 : 幼稚園等を利用する場合</div> <div>町内や町外の保育所等を利用したい場合は「有」に○をしてください。 町外の幼稚園等を利用したい場合は「無」に○をしてください。</div>			

※「保育施設等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、育をい、幼稚園等とは、幼稚園、認定こども園（教育部）

①保育の利用を必要とする事由等 ※うえの保育の希望の有無で「有」の場合は記入してください。

保育の利用を必要とする事由 (該当箇所に☑)	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業	保育所を利用する場合はいずれかの理由が必要です。
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他()	
希望する利用時間 (該当箇所に☑)	希望認定区分 ☒ 保育標準時間 (7:30~18:30内の最長11時間) ☐ 保育短時間 (8:00~16:00の最長8時間)		利用希望時間 7時30分~18時30分

②世帯の状況

ひとり親世帯等の適用有無	☒ 無・有 (☐ ひとり親等世帯 ☐ 在宅障がい者(児)のいる世帯)					
生活保護の適用の有無	☒ 無・有 (平成 年 月 日 保護開始)					
区分	(ふりがな) 氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	職業(勤務先)又は学校名等	個人番号(マイナンバー)
世帯の状況(申請児童含む)	くろしお いちろう 黒潮 一郎	父	昭平 〇〇・4・4	男	〇〇運送	XXXX-XXXX-XXXX
	くろしお はなこ 黒潮 花子	母	昭平 〇〇・5・5	女	〇〇病院	XXXX-XXXX-XXXX
	くろしお たろう 黒潮 太郎	本人	昭平 〇〇・6・6	男	大方中央保育所	XXXX-XXXX-XXXX
	くろしお ほな 黒潮 花	妹	昭平 〇〇・7・7	女	大方中央保育所	XXXX-XXXX-XXXX
			昭平			
			昭平			
			昭平			
			昭平			

同居の世帯の状況を必ず記入ください。
(無記入不可)

③利用を希望する期間、希望する施設等

利用を希望する期間	令和 ○○年 4 月 1 日から 令和 ○○年 3 月 31 日まで
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由
	第1希望 大方中央保育所 （希望理由） 家から近いため
	第2希望 大方くじら保育所 （希望理由） 勤務途中にあるため
	第3希望 （希望理由）

④自宅付近の地図

↑
N

自宅周辺の地図をご記入ください

⑤利用を希望する2年以内に引っ越しをされた方は前住所

前住所	
-----	--

※2年以内に引っ越しをされた方や、保護者が町外の住所である場合は課税証明書が必要になります。

※町記載欄（記入の必要はありません）

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可 否 （否とする理由）	年 月 日認定	□1号 □2号 □3号 （□標準 □短時間）
支給（入所）の可否		支給（利用）期間
可 否 （否とする理由）	〔□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型〕	自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設（事業者）名		備考

※施設記載欄（幼稚園等を経由して町に提出する場合）

受付日	年 月 日
施設（事業者）名	
担当者・連絡先	（担当者）
	（連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定）【 契約・内定 年 月 日】 ・ 無
備考	

就労証明書

(国が定める標準の様式)

就労証明書

黒潮町長

宛

記載例

お勤めの方は事業所の証明をお願いします。
※押印は不要です
※個人事業主・自営業の方は、自身で
就労内容を記載し、確定申告や開業届

証明日 西暦 2024 年 1 月 1 日
事業所名 株式会社〇〇
代表者名 代表取締役 黒潮 太郎
所在地 高知県幡多郡黒潮町入野〇〇番地
電話番号 〇〇 — 〇〇 — 〇〇
担当者名 人事担当 黒潮 次郎
記載者連絡先 〇〇 — 〇〇 — 〇〇

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																						
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☒ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																						
2	フリガナ 本人氏名	クロシオ ハナコ 黒潮 花子 生年月日 1993 年 4 月 1 日																																																																						
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2020 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																																						
4	本人就労先事業所	名称 株式会社〇〇 住所 黒潮町入野〇〇番地																																																																						
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																						
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>祝日</th> <th>合計 時間</th> <th>月間</th> <th>170</th> <th>時間</th> <th>30</th> <th>分 (うち休憩時間 990 分)</th> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td></td> <td>一月当たりの就労日数</td> <td>日</td> <td>一週当たりの就労日数</td> <td>週間</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>8</td> <td>時</td> <td>30</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>17</td> <td>時</td> <td>15</td> <td>分 (うち休憩時間 60.00 分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td>分</td> <td>~</td> <td></td> <td>時</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日祝</td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td>分</td> <td>~</td> <td></td> <td>時</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	170	時間	30	分 (うち休憩時間 990 分)	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		一月当たりの就労日数	日	一週当たりの就労日数	週間	日	平日	8	時	30	分	~	17	時	15	分 (うち休憩時間 60.00 分)					土曜		時		分	~		時	分 (うち休憩時間 分)						日祝		時		分	~		時	分 (うち休憩時間 分)					
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	170	時間	30	分 (うち休憩時間 990 分)																																																											
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		一月当たりの就労日数	日	一週当たりの就労日数	週間	日																																																											
平日	8	時	30	分	~	17	時	15	分 (うち休憩時間 60.00 分)																																																															
土曜		時		分	~		時	分 (うち休憩時間 分)																																																																
日祝		時		分	~		時	分 (うち休憩時間 分)																																																																
	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>合計時間</th> <th>月間</th> <th>週間</th> <th>時間</th> <th>分 (うち休憩時間 分)</th> </tr> <tr> <td>就労日数</td> <td>月間</td> <td>週間</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	合計時間	月間	週間	時間	分 (うち休憩時間 分)	就労日数	月間	週間	日		主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	~	時 分 (うち休憩時間 分)																																																							
合計時間	月間	週間	時間	分 (うち休憩時間 分)																																																																				
就労日数	月間	週間	日																																																																					
主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	~	時 分 (うち休憩時間 分)																																																																				
7	就労実績 (※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む)	<table border="1"> <tr> <th>年月</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>年月</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>年月</th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> <tr> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td></td> </tr> </table>	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																					
年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月																																																																
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																	
8	産前・産後休業の取得 (※取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☒ 取得中 期間 2023 年 12 月 30 日 ~ 2024 年 3 月 30 日																																																																						
9	育児休業の取得 (※取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2024 年 3 月 31 日 ~ 2025 年 3 月 31 日																																																																						
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																						
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2025 年 4 月 1 日																																																																						
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 (※取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																						
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無																																																																						
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																						
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☒ 可(予定) ☐ 否																																																																						
16	育休延長可否	☐ 可 ☒ 可(予定) ☐ 否																																																																						
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																						
18	備考欄																																																																							
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</th> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>年 月 日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>年 月 日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>年 月 日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	児童名	年 月 日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	児童名	年 月 日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	児童名	年 月 日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																						
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																					
児童名	年 月 日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																					
児童名	年 月 日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																					
児童名	年 月 日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																					

<固定就労の場合>
・「月・火・水・木・金・土・日・祝
日」のうち、通常の就労日につ
いて該当する項目にチェックして
ください。
・雇用契約に基づく月間の合計時
間(休憩時間含む)を記載してくだ
さい。
※実績ではありませんので残業時
間は除いてください。
・一月当たり、一週当たりの就労
日数について記載してください。
・一日の就労時間と休憩時間を記
載してください。

<変則就労の場合>
・月間又は週間の合計時間(休憩
時間含む)を記載してください。

産休・育休等を取得中
又は取得予定の場合は
記載してください。

<保護者記載欄>
入所・申込に関する児
童の情報を記載し、該
当するものにチェック
をお願いします。

求職活動状況申出書

(記入例)

求職活動状況申出書

令和〇〇年 〇月 〇〇日

黒潮町長 様

求職活動者氏名：黒潮 花子
児童との続柄：母

私は、求職活動状況について、次のとおり申し出ます。記載内容については必要に応じ、町から相手方等に対し、実態の確認が行われることについて同意します。
また今後、就職先が決まった際は、速やかに所定の就労（内定）証明書を提出します。
保育所に入所した場合、入所3か月以内に就労証明書を提出します。
なお、就労しなかった場合及び就労証明書を提出しなかった場合は、入所認定を解除されても異議はありません。

保育所 こども園	〇〇保育所 保育所・こども園	児童氏名	(ふりがな) くろしお こたろう (R〇年 〇月 〇日)
		児童氏名	(ふりがな) 黒潮 小太郎 (R〇年 〇月 〇日)
		児童氏名	(ふりがな) くろしお こじろう (R〇年 〇月 〇日)

現在の活動状況	☒ 現在、求職活動を行っている。
	☐ 現在、求職活動を行っていないが、保育所入所後に開始する予定。

※以下は求職活動を行っている方のみ記載してください。

求職活動の方法	※あてはまる□にチェックを入れてください。（複数選択可） ☐ 求人情報（チラシ、広告など）で仕事を探している ☒ インターネットです求人情報を検索している ☐ ハローワーク（職業安定所）に行っている ☐ ハローワーク（職業安定所）以外の就職支援を受けている ☐ その他（ ）		
求職活動が確認できる書類の提出	☐ 提出あり ☒ 提出なし	☐ ハローワークカード ☐ 雇用保険受給資格者証 ☐ 就職斡旋機関登録画面を印刷したもの ☐ その他（ ） ※「なし」にチェックの場合は、以下に直近1ヶ月の活動内容を記入してください。	
活動年月日	会社名	所在地（電話番号）	活動内容
R〇.〇.〇	(株) くろしおちょう	黒潮町佐賀XXXXX 0880-〇〇-〇〇〇〇	面接後、結果待ち

※申請時に求職活動をしていない場合は、入所後求職活動が確認できる書類を提出して下さい。提出がない場合は認定期間中であっても入所を解除する場合があります。

※求職活動中の方の認定期間は、利用開始月から3か月です。支給認定期間終了とともに保育所等利用申請も無効となります。

※支給認定期間終了後もなお、継続して利用を継続する場合は、再度支給認定申請の手続きが必要です。